

令和5年度第5回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和5年11月5日（日）
午後5時10分から
場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 選挙公報掲載順序を定めるくじの執行

日程第3 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじの執行

日程第4 議件

議案第1号 袖ヶ浦市長選挙の無投票について

日程第5 その他

3 その他

日程第 2

選挙公報掲載順序を定めるくじの執行

- 1 日時 令和 5 年 1 1 月 5 日（日） 午後 5 時 1 0 分
- 2 場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎 3 階中会議室
- 3 くじを引く者の指定 委員長があらかじめ指定する。
- 4 くじの方法
 - (1) 立候補届出順にくじを引く順序を定めるくじを引かせ、その順位をくじの順位表①欄に記入する。
 - (2) 引く順序により掲載の順序を定めるくじを引かせ、その順位を、くじの順位表②欄に記入する。
 - (3) 公報レイアウトの番号の位置に、くじの順位表②欄の番号の候補者を配置する。
 - (4) くじは、長さ 3 0 センチメートルのプラスチック製の棒を用いることとする。
- 5 委員長宣言

令和 5 年 1 1 月 1 2 日執行の袖ヶ浦市議会議員補欠選挙における袖ヶ浦市選挙公報の発行に関する条例第 4 条第 2 項の規定による選挙公報掲載順序を定めるくじを行う。
- 6 くじに立ち会った者の氏名（候補者又はその代理人）

日程第 3

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじ

- 1 日時 令和 5 年 1 1 月 5 日（日） 午後 5 時 3 0 分
- 2 場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎 3 階中会議室
- 3 くじを引く者の指定 委員長があらかじめ指定する。
- 4 くじの方法
 - (1) 立候補届出順にくじを引く順序を定めるくじを引かせ、その順位をくじの順位表①欄に記入する。
 - (2) 引く順序により掲示の順序を定めるくじを引かせ、その順位を、くじの順位表②欄に記入する。
 - (3) 氏名掲示レイアウトの番号の位置にくじの順位表②欄の番号の候補者を配置する。
 - (4) くじは、長さ 3 0 センチメートルのプラスチック製の棒を用いることとする。
- 5 委員長宣言

令和 5 年 1 1 月 1 2 日執行の袖ヶ浦市議会議員補欠選挙における、公職選挙法第 1 7 5 条第 3 項の規定による候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う。
- 6 くじに立ち会った者の氏名（候補者又はその代理人）

.....

.....

議案第1号

袖ヶ浦市長選挙の無投票について

令和5年11月12日執行の袖ヶ浦市長選挙は、候補者の数が1人であるから公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票はこれを行わない。

令和5年11月5日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 御園 豊